

令和8年度
新設京町家保全・継承応援金
の御案内

京町家の維持管理に係る所有者の経済的負担を軽減し、適切な維持管理を応援します。

利用要件は「応援金利用後 10年間の京町家の保全の確約」のみ

簡単な手順で利用可能

応援金の 使途は自由

対象者

令和8年7月1日時点で次のいずれにも該当する京町家の所有者
・重要京町家
・以下の区分のいずれかに該当する京町家

受付期間

令和9年2月26日（金）まで

応援金額

各区分に応じて、基礎額と上乗せ額の合計額を交付

区分（他の指定など）※1、2		基礎額	上乗せ額
①	重要文化財 京都市指定有形文化財	2千円×敷地面積※ ³ (㎡) 上限：40万円	— ※固定資産税・都市計画税は非課税又は課税免除
②	景観重要建造物	1千円×敷地面積※ ³ (㎡) 上限：20万円	固定資産税・都市計画税相当額×30% 上限 住宅：200万円 非住宅：50万円
	伝統的建造物		
	歴史的意匠建造物		
③	歴史的風致形成建造物	1千円×敷地面積※ ³ (㎡) 上限：10万円	固定資産税・都市計画税相当額×20% 上限 住宅：120万円 非住宅：30万円
	界わい景観建造物		
	国登録文化財 京都市登録文化財		
	歴史的景観保全修景地区内		
	重要界わい景観整備地域内		
	伝建地区内（非伝建）		
④	敷地面積※ ³ が200㎡を超える住宅等※ ⁴	10万円	固定資産税・都市計画税相当額×20% 上限 住宅：120万円 非住宅：30万円

※1 複数の区分に該当する場合は、応援金額が大きくなる区分を適用します。

※2 どの区分に該当するか、どの範囲が対象かなど、不明な場合は、**事前相談**をお願いします。

※3 重要京町家の指定範囲の敷地面積に限ります。

※4 住宅（併用住宅を含む）又は公益性のある用途のもの

申請方法

市（まち再生・創造推進室）へ必要書類を提出



- ・ 交付申請は、京町家 1 軒につき、当該年度に 1 回限りです。
- ・ 交付申請には以下の書類が必要です。
 - 交付申請書（第1号様式）
 - 維持管理報告書（第2号様式）
 - 同意書兼確認書（第3号様式）
 - 土地及び建物の登記事項証明書（所有者であることを証する書類）
 - 固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書（納付税額を証する書類）

必要書類はこちらのHPからダウンロード可能です。

京町家を未来へ 検索

【URL】 <https://kyomachiya.city.Kyoto.lg.jp/ouenki/#1>



「京町家を未来へ」

利用にあたって

- ✓ 対象となる区分や敷地面積に不明な点がある場合は、交付申請前に事前相談を御利用ください。また、複数棟を所有されている場合なども事前相談にて対象を確認いたします。
- ✓ 応援金交付にあたり「当該京町家を 10 年間維持管理すること」が条件となります。条件に違反した場合は、応援金の返還を求める可能性があります。
- ✓ 建物所有者と土地所有者が異なる場合は、所有者ごとに以下が応援金の対象となります。
 - 建物所有者：基礎額＋家屋の固定資産税・都市計画税相当額の 20% 又は 30%
 - 土地所有者：土地の固定資産税・都市計画税相当額の 20% 又は 30%
- ✓ 維持管理に係る見積書や領収書は不要です。ただし、簡単な維持管理報告書（第2号様式）の提出が必要です。様式は上記HPからダウンロードいただくか、窓口でお渡しいたします。
- ✓ 他の補助金（京町家改修補助金など）との併用は可能です。
- ✓ 表面の区分①～③は、用途は問わず対象となります。店舗等で事業活用されている場合も、所有者に対して応援金を交付します。
- ✓ この案内は、令和 8 年度のもので、来年度以降の内容は未定です。

お問合せ先

京都市都市計画局 **まち再生・創造推進室**（京町家保全継承担当）

京都市役所 分庁舎 2 階（8 番窓口）

※窓口にお越しの際は、事前に日時を御連絡いただくと案内がスムーズになります。

TEL 075-222-3503

FAX 075-222-3478

メール machisai_kyomachiya@city.Kyoto.lg.jp

令和 8 年 7 月発行 本事業は宿泊税を活用しています。